

楽天市場の商品を検索

URLを入力してリンクを作成

[トップページ](#) / [規約・ガイドライン](#) / [ステルスマーケティング規制の対応について \(2023年10月施行\)](#)

ステルスマーケティング規制の対応について

(2023年10月施行)

2023年10月より、ステルスマーケティング（ステマ）に関する規制が開始されます。

規制開始に伴い、楽天アフィリエイトを利用した投稿についても、以下の通り表記ルールを定めさせていただきます。

以下の内容をご確認の上、広告表記が必須となる投稿においては、ルールを順守の上、広告であることがわかりやすい表記を心がけていただきます様、お願いいたします。

ステルスマーケティングとは



ステルスマーケティングとは、消費者に、広告と気づかれないように商品を宣伝したり、商品に関するクチコミを発信することです。

たとえば、広告主からSNS等へ投稿する対価として、商品の提供や謝礼、投稿内容の指定等があったにもかかわらず、広告であることを隠して商品を宣伝するといったものが該当します。

ステルスマーケティングの問題



消費者が投稿を見て広告と認識する場合は、表示内容に、ある程度の誇張・誇大が含まれる可能性があると考えて、商品選択の上でそのことを考慮に入れます。

一方、広告と気づかれないように投稿した場合は、誇張・誇大が含まれる可能性を考慮しないで商品選択を行います。

表示等が商品を購入するかどうかを判断する重要な要素となるため、消費者が正しい判断が出来ない恐れがあることが問題となります。

ステルスマーケティングの規制対象



消費者庁から発令された「[一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示](#)」の運用

基準においてはアフィリエイト広告や、インフルエンサー投稿といった「第三者の表示」であっても、事業者が表示内容の決定に関与したとされるものについては、「**広告**」「**PR**」「**宣伝**」「**プロモーション**」、もしくは「**本ページはプロモーションが含まれています**」「**A社から商品の提供を受けて投稿している**」等の文言を一般消費者が当該表示を見る際の視線の動きの方向を踏まえた上で、視野に最初に入る画面内(ファーストビュー)等、一般消費者が認識できる位置にわかりやすく表示することなど、広告であることの表示が必須となります。

一方、アフィリエイトの表示であっても、事業者と当該アフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが直接又は間接的に一切行われていない場合においては、広告表示は任意となります。

<事業者が表示内容の決定に関与したとされる場合/していないとされる場合>

	詳細	対象となる投稿	広告表示
1)業者が表示内容の決定に関与したとされる場合	事業者が第三者に対してある内容の表示を行うよう明示的に依頼・指示している場合(*1)	プレミアムパートナー(商品提供)、楽天アフィリエイト/広告主催のイベント参加(オンライン開催、オフライン開催とも)、アフィリエイトお試しクーポン等、 広告主とパートナーとの間で成果報酬以外の金品(*2)や、情報等のやり取りが発生している場合 (広告主と直接やり取りがなくても、楽天アフィリエイトを介してやり取りが発生する場合は対象となります(*3))	必須
2)業者が表示内容の決定に関与したとされない場合	アフィリエイトの表示であっても、事業者と当該アフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが直接又は間接的に一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にある場合	楽天アフィリエイトの機能を基本機能ご利用いただく場合 (楽天アフィリエイトから個別施策のご案内なく、楽天アフィリエイトポータルページ、楽天アフィリエイトからのメール等の情報を参照して記事を作成する場合)	任意

*1

本規制における「事業者」とは楽天アフィリエイトにおける広告主(楽天グループサービス、出店店舗・施設)が該当し、「第三者」とはアフィリエイトパートナーが含まれます。

*2

料率アップの成果報酬は、「成果報酬以外の金品」に該当いたしません。

*3

楽天アフィリエイトがご提供している対象となる個別施策については、施策実施の際にご案内させていただきます

